

平成28年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年3月3日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成28年3月3日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第14号議案

平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則9条本の採択について

第15号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第16号議案

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の改正について

第17号議案

平成28年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第18号議案から第23号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 第9期東京都生涯学習審議会建議について
- (2) 「英語村（仮称）」事業の実施方針について
- (3) 平成27年度東京都「Good Coach賞」について
- (4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	山口香 (欠席)
委員	遠藤勝裕
委員	宮崎緑
委員	大杉寛

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	金子一彦
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	伊東哲
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	出張吉訓
特別支援教育推進担当部長	松川桂子
指導推進担当部長	鯨岡廣隆
人事企画担当部長	鈴木正一
(書記) 総務部教育政策課長	岡部渉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第4回定例会を開会します。

本日は、山口委員から所用により御欠席との届出を頂いています。

本日は、NHK外7社、個人は10名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKから冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に、誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、大杉委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月28日開催の第2回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第2回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回2月12日開催の第3回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第17号議案から第23号議案及び報告事項（4）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第14号議案

平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則第9条本の採択について

【教育長】 第14号議案、平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則第9条本の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 平成28年度から、都立高等学校や都立中等教育学校の後期課程、また、都立特別支援学校の高等部で使用する学校教育法附則第9条本の採択についてお諮りするものです。

都立高等学校等において使用する検定済教科書等以外の教科書、例えば学校設定科目で学ぶフランス語などの外国語の授業で使用する市販のテキスト、工業などの専門教科で使用する専門書、特別支援学校で使用する絵本など、こうしたものを「附則9条本」と呼んでおり、これらについての各学校の選定結果がまとまりましたので、経過も含めて説明させていただきます。

第14号議案資料を御覧ください。「1 教科書採択に当たっての留意事項」については、（1）は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うものであること、（2）は、都立高等学校が選定した教科用図書を東京都教育委員会が調査し、採択するものであること、（3）は、その際、生徒の実情等を十分配慮すること、などが留意事項です。

「2 各学校における附則9条本の選定」については、(1)としては、学校は、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置して、附則9条本が適正かどうかを検討します。その際に、(2)として、その附則9条本が教育課程に準拠しているかどうか、また、アからエまでの4点の要件を備えているかどうかを各学校が調査し、(3)として、最終的に校長の責任と権限で最も適切な附則9条本を選定し、(4)として、選定理由を明記して報告していただきました。

「3 附則9条本の調査及び選定結果の審査」については、教育庁指導部において、選定理由に基づきそれぞれ見本本を提出していただいております。実際に年間を通して授業で使用するにふさわしいかどうかを調査し、選定結果の審査を行いました。

以上の手続を経て、各学校が選定した附則9条本を一覧としてまとめたものが、お手元にある「別紙1」、「別紙2」の資料です。「別紙1」は都立高等学校及び中等教育学校の後期課程で使用するもので、「別紙2」は特別支援学校の高等部が使用するものです。

代表的なものについて説明しますので、「別紙1」を御覧ください。

4ページに、都立三田高等学校の全日制課程で使用する、中国語、ドイツ語、フランス語など学校設定の科目に伴う附則9条本を選定しています。普通科では、こうした外国語の授業で使用するテキストを選定する学校が多くなっています。

11ページに、都立工芸高等学校の全日制課程で使用する教材名が載っています。工芸高等学校では、マシクラフト科、アートクラフト科、インテリアデザイン科、グラフィックアート科などが設置されており、それぞれ実習や実技の図書、デザイン関係の図書などを選定しています。工業高校ではこうした形が多くなっています。

23ページに、都立国際高等学校の事例が載っています。多様な外国語の科目に対応した図書の選定、在京外国人生徒のための日本語学習の図書を選定しています。中には、国際バカロレアコースで使用する英語の図書も選定しています。

33ページに、都立園芸高等学校の全日制で使用する図書の記載があります。園芸科、食品科、動物科の3学科があり、主に食品バイオテクノロジー、食品衛生、調理に関する図書を選定しています。

77ページは都立砂川高等学校の通信制で使用する図書が記載してあります。それぞ

れ文部科学省検定済教科書に準拠した通信制課程用に発行されている学習書を選定しています。この学習書は、検定教科書を要約あるいは図式化し、そのポイントを明らかにしたような形で編集し直したものです。

105ページは、都立若葉総合高等学校の全日制です。スポーツ関係や芸術系、106ページには外国語、伝統文化に関する図書などを選定しています。学校設定科目の多い総合学科では、このように特色のある科目に対応した専門的な内容の図書など、様々な種類の図書を選定しています。

116ページには、平成28年度から全ての都立高校で「人間と社会」という新教科が設置されることに伴い、同教科の主たる教材として東京都教育委員会著作教科書である「人間と社会」を附則9条本として使用することが記載されています。

都立高等学校については、以上です。

次に、「別紙2」、都立特別支援学校の高等部の選定結果について説明します。

1ページは、都立文京盲学校で使用する附則9条本の記載があります。視覚障害の特別支援学校ですが、知的障害を併せ有する生徒が使用する図書です。「教材概要」の欄に「調査研究に掲載」とありますとおり、小・中学部で使用している一般図書や絵本などを附則9条本として選定しています。

3ページは、都立葛飾ろう学校、聴覚障害特別支援学校の高等部で、知的障害を併せ有する生徒が使用する図書を選定しています。共通教科のほかに、家庭・調理や家庭・服飾手芸、進路や職業マナーに関する図書を選定しています。

19ページは、都立鹿本学園、肢体不自由・知的障害の併置校です。御覧いただいているのは、肢体不自由教育部門の高等部で知的障害を併せ有する生徒が使用する附則9条本の選定一覧です。共通教科では、小・中学部で使用している絵本などの図書や自立的な生活に必要な事柄を学習するための図書を選定しています。

46ページは、都立永福学園、肢体不自由・知的障害の併置校で、知的障害教育部門で使用する附則9条本の選定一覧です。都立永福学園では、就業技術科において、生徒の企業就労に向けて専門的な職業指導を実施しており、料理や飲食店の接客サービス、清掃作業従事など、就労に結び付けることができる内容の図書を多く選定しています。

「別紙1」、「別紙2」の説明は以上です。

第14号議案資料にお戻りいただき、2枚目の「参考」を御覧ください。今、説明した都立高等学校と都立特別支援学校の選定結果を教科別にまとめたものです。都立高等学校においては、外国語が非常に多くなっており、次いで音楽や美術などの芸術教科、あるいは、専門高校の実習の図書などが多くなっています。併せて359種類の図書を選定しています。

都立特別支援学校では、芸術の図書を最も多く選定しており、次いで家庭、国語、職業の図書を選定しています。都立特別支援学校では、全部で330種類の図書を選定しています。

1枚目にお戻りください。「4 採択」ですが、以上、説明した選定結果として、高等学校では111課程で359種類、全部で608点になります。これは、一つの教科書を一つの学校で使うと1種類1点という数え方ですが、同じ教科書を二つの学校で使用すると1種類2点という数え方になっていますので、合計で608点になります。このほかに、「人間と社会」の教科書が全236課程です。また、都立特別支援学校高等部では、47校で330種類、全部で653点の附則9条本を選定しました。

これら各学校の選定結果を総合的に御判断いただきまして、本日の教育委員会において御審議の上、採択していただければと存じます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問がございましたらお願いします。

【宮崎委員】 大変な労力の調査であると、いつも頭が下がる思いがしますが、ある意味、附則9条本というものは各学校の教育プログラムの特徴を端的に表しているもので、非常に大事なところではないかとも思っています。

同じ外国語でも、高校によって選ぶ教科書が違うなど、それは、学習の進度に即応している、学校の特徴に合っているということで、各学校の選定委員会にお任せするということが十分対応できているのではないかと思います。

第14号議案資料の2(2)の「ア 内容が正確中正であること。」については、東京都教育委員会において、ある程度チェックしていると思いますが、これまでに、そ

のやりとりの中で、この本は変更した方がいい、あるいは、ほかにこういう本がある
と紹介するなどの作業が実際に行われたのかどうか確認させてください。

【指導部長】　　そういう作業はしています。各学校が提出してくる教育課程届と照
合して、図書の内容が当該科目の主たる教材として内容面で不十分であったり、夏に、
来年度、この教科では検定済教科書を使うか、こうした附則9条本を使うかというこ
とを届けさせていますが、それと違う回答があったりした19校については指導するな
ど、かなりやり取りをしています。

特別支援学校については、申請書の様式の誤りや記載ミスなど事務手続上のミスが
多くありましたが、特に選定漏れはありませんでした。

【教育長】　　ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

本件について、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議な
し〉――では、原案のとおり承認をいただきました。

第15号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい
て

【教育長】　　第15号議案、学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定についての説明を、人事企画担当部長、お願いします。

【人事企画担当部長】　　第15号議案、学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規
則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

第15号議案資料を御覧ください。今回の改正内容は、大きく2点です。1点目は部
活動関連の教員特殊業務手当の改正、2点は小笠原業務手当の時限措置の延長です。

次ページを御覧ください。二つ目の丸印、「部活動関連の教員特殊業務手当の改
正」についてです。1点目が「部活動指導業務」で、部活動の指導を週休日等に4時
間以上行ったときに支給される手当と、2点目が「対外運動競技等引率指導業務」で、
公式の競技会等に参加する生徒の引率指導を週休日等又は宿泊を伴って8時間以上行

ったときに支給される手当で、この二つの手当が見直しの対象となります。

次に「見直しの背景」についてです。平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」の中で、委員からの御指摘も踏まえて、「顧問教諭の努力に応えるための条件整備」を検討項目としました。次に、国基準の改定ということで、教員特殊業務手当の国庫負担算定基準が25パーセント引き上げられました。3番目に、土曜授業への対応ということで、現行制度上、土曜授業等で半日勤務の日は部活動手当支給対象外となっており、改善の要望が多くありました。

これらの状況を踏まえ、総務局や人事委員会とも調整を進めてきましたが、今般、調整が調い、職員団体とも妥結に至ったことから規則改正を行います。

改正内容ですが、改正①として、部活動指導業務手当は日額3,200円を4,000円に、対外運動競技等引率指導業務は日額4,200円を日額5,200円に引き上げたいと考えています。改正②として、土曜授業などで半日勤務を命じた日の勤務時間外に部活動指導を行った場合を新たに支給対象とします。

次に、小笠原業務手当の改正については、知事部局等の例に倣い、現地調査を行い、勤務の特殊性に大きな変化が見られなかったため、平成28年3月31日までの時限だったものを平成31年3月31日まで時限措置期間を延長するものです。改正規則の施行は平成28年4月1日としています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございますか。

特にないようでしたら、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり承認をいただきました。

第16号議案

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の改正について

【教育長】 第16号議案、教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の改正について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 第16号議案、教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の改正について、説明します。

第16号議案資料の1枚目、A3判の資料を御覧ください。最初に「改正の必要性」ですが、都教育委員会は、懲戒処分の基準として、教職員の主な非行に対する標準的な処分量定を定め、これを基本に個別情報を考慮して処分を実施しています。近年、公教育に対する信頼を揺るがすような、教職員による事件・事故が発生し、教職員の高い倫理観や規範意識等を更に高めていくことが求められています。また、社会情勢の変化に伴い、児童ポルノ禁止法等の法律が改正され、これらを処分量定に反映していく必要があることから、今回、必要な改正を行います。

「改正の考え方」として、平成18年4月の全文改正後10年が経過し、従来の標準例では対応できない事案の発生に対応するため、資料右側の表にある「性的行為、セクシュアル・ハラスメント等」、「勤務態度不良」、「職場のコンピュータ不正利用」、「麻薬・覚せい剤等、危険ドラッグの所持・使用」の各項目を改正します。処分量定の改正に当たっては、法定刑・過去の処分例・他任命の量定との均衡などを考慮しています。

具体的な改正内容ですが、表にある下線部分に変更・追加箇所、取消線が削除箇所になります。まず、「性的行為、セクシュアル・ハラスメント等」の項目ですが、行為の対象を問わず、法律・条例に触れるわいせつ行為等は、免職であることを明記し、最上段に掲載しました。児童・生徒に対する性的行為等について、免職とする非行の種類に、直接「乳房、でん部」を触った場合を追加するとともに、免職、停職とする非行の種類に、「性的行為と受け取られる着衣の上から身体に触れる行為を行った場合」、「メール等で性的行為の誘導・誘惑を行った場合」を追加します。

なお、保護者に対する性的行為等についても同様の内容を追加して整合を図っています。保護者に対する性的行為等及び職場におけるセクシュアル・ハラスメント等については、「性的な冗談・からかい・食事・デートへの執ような誘い等の言動を行い性的不快感を与えた場合」は、減給、戒告とする区分を設定し、児童・生徒に対する性的行為等との整合を図ります。

これから説明する以下の項目については、他任命権者の量定との均衡を図ることか

ら改正するものです。「勤務態度不良」の項目には、免職、停職とする非行の種類に、「公文書偽造・変造、私文書偽造・変造若しくは虚偽公文書を作成・行使した場合」を追加します。停職、減給とする非行の種類に、「故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合」を追加します。

「職場のコンピュータ不正利用」の項目については、停職、減給、戒告とする非行の種類に「不正プログラム等の利用、ウイルス感染等をした場合」を追加します。

「強盗、恐喝、窃盗」等の項目については、免職とする非行の種類に「麻薬・覚せい剤等、危険ドラッグを所持・使用した場合」を追加します。

改正内容については、以上です。

最後に、今回の改正については、教職員へ改正内容の周知徹底を図り、平成28年4月1日の施行を予定しています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 本件について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

【遠藤委員】 「性的行為、セクシュアル・ハラスメント等」のところで、「一般の者に対する性的行為等」について、強制わいせつうんぬんというのは、全部削除になっています。これは、ほかの箇所を読めるからでしょうか。

【人事部長】 その部分を削除したのは、最上段に「強制わいせつ」等の項目を設けて、これが全体を表しているの、そこで読みます。

【遠藤委員】 もう1点は、個人情報保護法によっていろいろなことの制約が厳しくなっていますが、学校現場は、正に個人情報の宝庫というか、塊のようなものです。個人情報保護に該当するようなことで何かあった場合は、当然、処分対象になると思いますが、これは「勤務態度不良」で読めますか。

【人事部長】 第16号議案資料の3ページを御覧ください。左側の表の3番目に「個人情報の不適切な取扱い」という項目があります。今回、量定の改正はしませんが、従来からの停職・減給・戒告、また、その下に「職務上知り得た個人情報を自己の利益のために不当利用した場合」は免職・停職・減給・戒告と定めており、この量定でより厳格に対応してまいりたいと考えています。

【遠藤委員】 現在の規定で十分ということですね。

【人事部長】 はい。

【遠藤委員】 分かりました。

【宮崎委員】 こういう処分に該当する人がなるべく出ないことを祈るばかりですが、1 ページの一番下の欄で、細かく書けば書くほどそれに当たらない事例があった場合、例えば重大な法律違反など、ここに記載してないような凶悪犯罪もありますので、その辺はどのように扱っていますか。

【人事部長】 今回お示ししているものは標準的な処分量定で、教職員に対して注意喚起、意識啓発ということでお示ししています。

資料の2 ページ、「1 処分量定の決定」の③に、「あくまでも標準であり、個別の事案の内容や処分の加重によっては、表に掲げる処分量定以外とすることもあり得る」と記載しており、当然、法定刑等に抵触するものは信用失墜行為になるので、地方公務員法33条違反で処分しています。

【大杉委員】 処分量定等の考え方については、教職員に対しては、どういう機会にどの程度の頻度で周知しているのでしょうか。

【人事部長】 今回、改正を行って4月1日から施行したいということで、3月に通知を発出するとともに、リーフレット類を作成し、全教職員に配布したいと考えています。なおかつ、年度末・年度当初は忙しいのですが、校内で研修を実施していただき、管理職から周知徹底を図っていただくように働き掛けることを今回の改正については行います。毎回、改正時にはそのような扱いをしています。また、年間2回の服務事故防止月間を7月と12月に設けています。その際には、この処分量定、処分の事例等を引用して服務事故防止啓発活動を実施しています。

【宮崎委員】 今のお話に関して、これはあくまでも抑止効果を狙っているものだと思いますが、効果測定というか、研修などによって現場の意識が大分変わった実態が把握できる機会があるといいのではないかと思います。7月や12月の研修の際にまとめてみるなど、総括いただけるとありがたいと思います。

【人事部長】 前回の委員会でもお話をいただきましたが、年間の処分状況を、平成27年度分は来月に取りまとめたいと考えています。処分の傾向と、平成27年に取り

組んできたサービス事故防止研修の内容との関係を、そこで検証してみたいと考えていますし、それについては、また御報告させていただきたいと思っています。

【教育長】 ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

ほかに御発言がないようでしたら、本件について、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 第9期東京都生涯学習審議会建議について

【教育長】 報告事項(1) 第9期東京都生涯学習審議会建議について、地域教育支援部長、説明をお願いします。

【地域教育支援部長】 第9期の東京都生涯学習審議会建議について、報告します。

今期の第9期は、平成26年7月10日の教育委員会において委員を任命していただき、以降、1年6か月にわたり審議を重ね、本年2月16日に教育委員会に対して建議を頂きました。

本編の47ページをお開きください。今回の建議の審議事項が、地域・社会の教育力の向上、子供たちの社会的自立を促す教育の推進などのため、学識経験者をはじめ、地域で学校支援を実践している方や教育支援活動を行う企業、若者支援のNPO、労働行政分野の方などに委員をお願いし、その構成が記載されています。

報告資料(1)のA3判の概要版で説明します。

最上段の白抜きの部分に「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について」とありまして、第1章「本建議の目的」に記載のとおり、建議では、「学校と地域の連携」や「チーム学校」など、これは中央教育審議会の答申事項ですが、これら教育改革の動向を踏まえ、企業・NPO等の広域的な社会資源のネットワークを通じた今後の教育支援の方策を提言しています。

第2章「東京都における地域教育推進施策の到達点と課題」を御覧ください。東京都では、約10年前から、外部の教育力として、企業やNPOなどの教育支援ネットワークを構築するため「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を設置し、現在、463団体に加盟していただいています。このネットワーク協議会は、子供たちが多様な大人と出会い、新しい体験をする中で社会性を育み、積極的に学ぶ意欲を持てるような教育環境の整備を目指していきまして、様々な活動に取り組んでいるところです。

「1 区市町村支援の到達点と課題」についてです。小・中学校の教育支援は、放課後子供教室や学校支援ボランティア推進協議会事業を通じて実施されており、一定の拡大を見たところですが、課題として、区市町村ごとにとり組に濃淡があり、その解消とともに、地域や企業・NPOからの支援を受け入れる学校側の体制作りが挙げられています。

「2 都立高校への支援の到達点と課題」についてです。企業・NPOなどによるキャリア教育である都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム、これは普通科高校を中心に138課程で導入しました。課題としては、例えば、系統的にキャリア教育計画を策定せず、プログラムが単発的に行われていたり、普通科に在籍する生徒に対して、必要に応じた職業教育の視点が欠けていたことなどが挙げられています。

「3 都立特別支援学校への支援の到達点と課題」についてです。主として、学校外の教育活動の支援でしたが、特別支援学校のニーズを踏まえながら、学校教育活動そのものへの支援を検討することが課題として挙げられています。

第3章「今後東京都が進めるべき『地域教育』推進の在り方」についてです。2の到達点と課題を踏まえ、それぞれ記載しています。まず、「1 区市町村（小中学校）への支援」については、中央教育審議会答申で、従来の地域からの一方的な学習支援から、地域と学校の双方向による協働の仕組み、「地域学校協働本部」の設置を視野に、区市町村教育委員会との連携・調整を進めていくべきとしています。

「2 都立高校への支援」については、これまでの取組に加え、企業・NPOとの連携をより一層充実させるとともに、プログラムの系統的・継続的導入を図り、就職を希望する高校生への職業教育の機会の提供や不登校・中退対策として、教育分野以外の様々な分野と連携しながら支援していくべきとしています。特別支援学校について

は、企業・NPOなどによる教育支援プログラムの効果的な導入を検討すべきとしています。

第4章「地域教育推進ネットワーク東京都協議会 今後の取組の方向性」では、ネットワーク協議会が10年を経過したことを踏まえ、その総括を行うとともに、今後の取組の方向性について、「1 地域・社会の教育力の向上」として、企業・NPOなどから成るネットワーク協議会は、学校と地域の協働の推進に向け様々な教育支援を行ってまいりました。今後は、地域教育支援人材、具体的には地域コーディネーターの力量の向上あるいは広域的な立場から学校と地域の協働活動ができる人材を養成し、中央教育審議会でも議論が答申として取りまとめられ、また、これから具現化していきますが、「チーム学校」を地域から支えていくべきとの提案を頂きました。ほかには、子供の貧困対策を踏まえた学習支援、オリンピック・パラリンピック教育に資する取組についても、地域で展開・推進することが望まれるとしています。

「2 社会的自立を促す教育の推進」については、子供・若者への社会的・職業的自立に向けた取組は、学校単独で担うことがなかなか難しい状況です。ネットワーク協議会による企業・NPOからの実社会のリアリティを体験する取組の更なる充実を提言しています。

「3 不登校・中途退学者への支援（主に都立高校）」については、建議では、これまで3年間のモデル事業の成果と課題を踏まえ、中途退学のおそれがある生徒を早期に発見し、その生徒が抱える個々の課題に応じた支援をすべきとしています。さらに、福祉的支援に加え、就労支援や再就学支援を一体的に実施すべきとしています。

本建議を受けまして、都教育委員会としては、一例として、不登校・中途退学者対策で申し上げれば、来年度から福祉的支援や就労支援を行うスクール・ソーシャルワーカー等で構成する自立支援チームを、不登校や中途退学などが多い高等学校に対して派遣することにしてはいますが、この点についても、建議で示された提言がありますので、それらを踏まえて取組の充実を図ってまいります。

建議の報告の説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

【遠藤委員】 2点あります。1点目は、第3章の「1 区市町村（小中学校）へ

の支援」に、「『地域学校協働本部』の設置に向け」という記述がありますが、実は、先だって、経済同友会の教育改革委員会で、中央教育審議会答申の説明を受けました。私はここに関わっていたので中身は分かっていたのですが、そのときに、一般的に理解しづらいという声がありました。具体的に、「地域学校協働本部」は何をするのかということと、設置の期限が半年以内、1年以内なのか、あるいは、設置されたところから進めなさいということなのか、その辺の具体的なイメージが難しいという質問がありました。従来ある地域と学校との協働の具体的なものがありますね。そうしたものの発展形と私自身は受け止めていますが、そのような具体的な中身について説明してほしいという意見が多く出ていました。

2点目は、第4章の3番目ですが、東京都では既に自立支援チームが設置されていると理解してよろしいでしょうか。また、他の道府県でもこの問題は大変重みがありますので、他の自治体でも自立支援チームを設置している例がありますか。

【地域教育支援部長】 まず、「地域学校協働本部」については、従来の学校支援の組織と何が違うのかということ、従来は地域から学校への一方的な支援でしたが、今回の「地域学校協働本部」においては、まず、目的やビジョンを共有し、地域と学校の双方向の関係を「協働」と表しており、一方通行から双方向へということがあります。

さらに、従来の学校支援の取組が個々ばらばらであった状況を、「地域学校協働本部」において一体的・総合的に組み直していくという点が、従来の支援と今回の「地域学校協働本部」との違いです。

また、今後の目途については、まず、国においては、これら「地域学校協働本部」をどのように区市町村に広げ、根付かせるかについては、今年度中に社会教育法の改正等をにらみながら、浸透・定着について考えています。一方で、地域それぞれ取組状況が異なるので、取組の改変あるいは促進については、今後、国とも情報交換しながら、それをまた区市町村に提供していきたいと考えています。

2点目の自立支援チームについて、規模は、就労系・福祉系の資格や経験がある者を50名近く非常勤として採用し、3人1組でチームを組んで、不登校や中途退学者が多い学校に派遣することと、不登校や中途退学者が多い学校以外でも、求めがあれば

チームを派遣するということで、全校を対象にしています。

また、他の道府県に同様のものがあるのかについては、東京都が来年度から始めるこれだけの規模の自立支援チームを組織し、学校に派遣して対応することは聞いていないので、これだけの規模での対応は、おそらく東京都が初めてではないかと思えます。

【木村委員】 国の生涯学習審議会は2000年に中央教育審議会に統合されましたが、国としての生涯学習の基本的な方針は、現在はどこで決まっているのでしょうか。中央教育審議会ですか。

私の知る限り、日本は生涯学習社会の構築に他国に先駆けて取り組んだのですが、残念ながら、かなり後れを取ってしまったように思います。英国ではモデル地域を指定して、そこで先駆的な活動を展開して、それを全国に広げることに成功しています。生涯学習社会の構築という点では、英国と日本を比べると雲泥の差があります。なぜそうなったか、それは多分、具体的な施策が乏しかったからではないかと思えます。例えば第4章の「1 地域・社会の教育力の向上」に「地域教育支援人材を養成し」とありますね。これを具体的にどう進めるのか、その辺の詳細なプログラムを作らないと全体としてうまくいかないのではないかという気がします、その辺はいかがでしょうか。

【地域教育支援部長】 第1点目ですが、国の生涯学習を検討する部署は、私どもの理解としては生涯学習政策局の社会教育課で議論されているのではないかと思います。しかし、今回、12月末に中央教育審議会答申として出されたものが三つあり、それぞれの部局から出されているので、お互いに関連性が強いのではないかと思います。それを1月において「馳プラン」として取りまとめられて、今般発表されました。木村委員がおっしゃるように、生涯学習が生涯学習だけをもってなかなか議論されていない、相当、総合的・複合的なものがあるのではないかと考えています。

次に、2点目についてですが、生涯学習の考え方については、東京都は他の道府県と異なるとしている点として、生涯学習が個人の自発性に基づいて、高齢になってもということで、幅を持つ議論はよくされていますが、東京都においては、学校教育を地域が支援していく、協働の関係を構築していく点を生涯学習と捉え、学校への支援

に重点を置いてこれまで議論してきて、それが他の道府県との違いではないかと考えています。

次に、3点目ですが、具体策ということで、今回の建議においても地域人材の活用に重点が置かれ、地域と学校の関係作りで言えば、地域のいろいろな社会資源を活用することや、学校に情報を提供するコーディネーター役が必要であろうということから、この建議を受け、そうしたコーディネーターの研修を行い、かつ、その研修を修了した方には東京都が何らかの認証を行います。その活動の範囲も、学校区だけではなく広域的に広げていただくような役割を新たをお願いするなど、認証、役割の拡大、これらをにらみながら地域人材の育成に今後対応していこうと考えているところです。

【木村委員】 その研修をしてくださる方は、豊富な経験をお持ちなのでしょうか。その辺も疑問があります。まずその分野の専門家を東京都が率先して養成していく、そういう方々を中心にしてプログラムを作るようにしないと、研修だけでは、なかなかうまくいかないのではないのでしょうか。その辺はいかがですか。

【地域教育支援部長】 やはり地域の人材がなかなか継続しなかったり、その知識・ノウハウが伝わっていかなかったりという面もありますので、そうした研修においては、知識や経験の蓄積や、バトンタッチ、継続拡大といったことも踏まえながら、内容についても今後検討してまいりたいと考えています。

【木村委員】 極論ですが、例えば、教員でも職員でもいいと思いますが、外国の先進大学で学んで資格を取得してくるくらいのことを考えてもよいのではないのでしょうか。そういう方が何人か生まれれば、リーダー役として機能するようになるのではないかと思います。

【地域教育支援部長】 今回の建議は、地域から学校をどのように支援し関係を作っていくかということですが、この建議の中にも盛り込まれていまして、地域の中での人材育成だけではなく、学校内部においてもそうした人材を置き、お互いにカウンターパートナーとして密接な関係作りが必要だろうということも言われていますので、地域あるいは学校の中で、地域と学校を結び付ける認識や役割がきちんと浸透するようなものにしていく必要があるかと考えています。

【木村委員】 こういうものを拝見していると、日本だけで閉じた形になってしま

っているのではないかという感じが強くします。難しいとは思いますが、外国の知識や経験も積極的に導入していくという体制を是非考えていただければと思います。

【地域教育支援部長】 はい、そのように検討してまいります。

【宮崎委員】 中央教育審議会の委員を務めていた頃に、生涯学習分科会があって、生涯学習についてはそこで話合いが行われていました。しかし、国の政策はどうしても縦割りで、ここに記載がある「地域学校協働本部」のような考え方と同時に、大学に対しても、地域の中心としてまちづくりの中で役に立つようにというテーマも与えられています。そうすると、様々な縦割りで同じような機能が期待されている施策が並んでいるので、それを有効につなげて、全体をふかんしたような取組として取り込んでいけるといいかと思えます。

建議は建議として大切にしていきたいと思います。基本は、東京都の教育政策はどうなっているかという本流がありますから、そこにいかに取り込んでいけるかということになります。具体的に言うと第4章の3の不登校・中途退学者対策などは実際に既に実施していますし、このたび改定を進めている教育ビジョンの中でも規定しているし、例えば寺子屋のようなものを設置しようという動きもあります。そういう中に、ここで提案していただいたようなものをどのように盛り込んで生かしていけるかという態度で使っていただけたらいいのではないかと思います。今後の生かし方について、そういう御検討をお願いしたいと思います。

【地域教育支援部長】 はい、そのように検討してまいります。

【大杉委員】 地域教育という概念を掲げてこうしたプラットフォームを作り上げてきて、その実績が徐々に現れてきているのかと思えますが、まだまだ、区市町村ごとに濃淡があります。木村委員や宮崎委員からも御指摘があったような点なども考えた場合、いかに実効性があるものとして生かしていくかであると思えます。具体的な事業につなげていくなど、縦割りのいろいろなプログラムを東京都としてどのようにつなげていくかということが重要だと思います。また、学校内においても、こうした様々なものがある中でどう受けとめていくかということが重要です。建議の中でも校内体制の問題が触れられていたかと思えますが、学校の教職員の方々がどういう意識で取り組むか、また、専門的な能力を有する教員も必要になるかと考えます。そうし

た校内体制の在り方も併せてきちんと考えていただけるように、これからも進めていただければと思います。

【地域教育支援部長】 学校側の体制作りでは、業務が集中する副校長や特定の教員がいて、多忙感を招かないことが前提と考えていますので、大杉委員がお話しのよ
うな点を踏まえて検討を進めていきたいと思います。

【教育長】 ほかにはよろしゅうございますか。

ほかには御発言がないようですので、本件については報告として承りました。

(2) 「英語村（仮称）」事業の実施方針について

【教育長】 報告事項（2）、「英語村（仮称）」事業の実施方針について、指導
推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 都内にいながら外国を体験できる新たな教育施設である
「英語村（仮称）」事業の実施方針を定めましたので、報告します。

報告資料（2）を御覧ください。本年度設置した「英語村に関する有識者会議」の
報告書については、昨年11月に報告させていただきました。その検討結果を踏まえ、
「英語村（仮称）」の開設に向けた施設、運営手法、提供する学習プログラムの考え
方などの必要な事項について、基本となる方針をこのたび策定しました。

「英語村（仮称）」では、英語を使う楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲
向上のきっかけ作りとなる環境を整備するとともに、体験的・実践的な教育プログラ
ムを提供し、多くの子供たちに利用していただけるよう、安価な価格で提供してい
きたいと考えています。

整備・運営手法は、東京都が求める一定の条件の下で民間事業者が主体的に整備・
運営していくこととしました。東京都は、その事業者に対して、学校教育との連携、
安価な価格設定の実現のために必要な支援をしてまいります。

事業者を求める本施設の運営・施設整備等については、開業は平成30年9月末を目
指しています。施設は、江東区青海にあるタイム24ビルで、ゆりかもめ線のテレコム
センター駅近隣のビルです。ここに約6,000平方メートルの施設を借ります。

施設運営については、主な対象を小学生から高校生までとして、まず学校行事を最優先とし、次に、児童・生徒の個人利用を優先していきたいと考えています。そして、多くの児童・生徒に使っていただけるよう、安価な利用料金を設定していく予定です。プログラムとしては、学校教育を踏まえた体験的・実践的プログラム、日帰りコース、宿泊コースを提供し、できるだけ少ない少人数活動のプログラム環境を設定する予定です。また、国際交流のイベントなども実施する予定です。

東京都の役割としては、決定した事業者に対して補助金を交付し、円滑に進めてまいりたいと考えています。内容として、開業までに発生する施設改修経費として4億5,000万円を上限として2分の1補助を行います。運営に関わる事業施設の賃料は、10分の10の補助としました。

今後の予定ですが、この3月末に募集要項を一般に公開し、9月末までに事業予定者を決定・公表します。平成30年9月末の開業を目指しています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対する御意見、御質問をお願いします。

【宮崎委員】 着々と進んでいて、心強いと思います。「英語村」はなかなか良いネーミングだと思いますが、仮称が取れるのはいつになりますか。また、これはホームページなどにも英訳して載せますね。その場合の名称はどのようにするのでしょうか。

【指導推進担当部長】 現在、「英語村（仮称）」としています。このネーミングについては、募集をかけた事業者からの最終的な提案を受けて東京都として決定していく予定です。実施方針の名称は一般的な「英語村」ということで、今のところは仮称としています。

【教育長】 事業者からいろいろと提案があると思います。施設のコンセプト等もありますので、最終決定は東京都教育委員会で行いますが、事業者の考えも聞いた上で決めていきたいと考えています。

【宮崎委員】 変わるかもしれないわけですね。

【教育長】 その可能性もあります。

ほかにはいかがでしょうか。

ほかになければ、本件については報告として承りました。

(3) 平成27年度東京都「Good Coach賞」について

【教育長】 報告事項(3)、平成27年度東京都「Good Coach賞」について、引き続き、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 平成24年12月、大阪市の私立高校のバスケットボール部において、体罰が原因により生徒が自殺するという痛ましい事件が発生しました。その後調査した結果、東京都においても平成24年度には182件の体罰があったことが判明しました。そこで、体罰根絶に向けた総合的な対策を現在まで講じてきました。昨年度は、都内の公立学校の体罰事案が68件と、平成24年度の37パーセントにまで減少しています。特に部活動中の体罰は、平成24年度は87件ありましたが、昨年度は11件となり、平成24年度の13パーセントにまで減少しました。

体罰根絶の取組は、学校、区市町村、教育委員会はもとより、東京都教育庁においても、人事部、指導部、都立学校教育部、教職員研修センター、総力を挙げて様々な取組を現在まで実施してきています。この「Good Coach賞」は、その一環として行うものです。

報告資料(3)の最後にパンフレットを用意しました。これは、大きな問題が発生した際に教員研修用として作成したものです。当初、体罰は部活動中に大変多かった状況を踏まえ、全教職員に配布しました。部活動指導では「生徒の意欲を高める部活動指導(グッドコーチ)の在り方を求めて」として、内容を示しています。

パンフレットの最後のページの一番下にありますが、部活動では競技実績を意識するがあまり暴力的な指導を行ってしまうケースが大変多くありました。部活動本来の指導のねらいは人格形成にあることから、「スポーツ都市 東京から『Good・Coach』を発信しよう！」という呼び掛けを行い、学校で周知を図ってきました。

報告資料(3)の1ページにお戻りください。「Good Coach賞」の趣旨としては、模範となる指導を実践している運動部活動顧問教諭を広く顕彰して、望ましい運動部活動指導を普及していきたいと考えています。対象は、区市町村立の中学校及び都立

学校の運動部活動の顧問教諭です。

選考基準は、生徒の能力を十分に伸ばす、健全育成に努め、人格形成にも良い影響を及ぼし、望ましい運動部活動指導を実践し、多くの生徒たちから親しまれ、同僚からの信頼が厚く、単に競技力だけを求めるものではない顧問教諭を選考しました。

選考の経緯ですが、6月に各学校に宛てて推薦依頼について通知しました。11月に、各学校区市町村教育委員会、学校経営支援センターからの推薦があり、この1月に審査会を開きました。その推薦数、表彰数ですが、中学校では48人、高等学校では40人、特別支援学校では4人、計92人の推薦がありました。表彰数は、合計79人の表彰を決定しました。推薦数から13人を減じていますが、審査会において、年齢が若くて経験が浅い方、過去に体罰事案などの処分案件がある方を除きました。被表彰者は、2ページ以降にある名簿のとおりです。

表彰式は、3月14日午後、都庁において開催予定です。

説明は以上です。

【教育長】 本件について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

【宮崎委員】 今、推薦数から表彰数が減った理由の一つに、年齢が若くて経験が少ないということがありましたが、これだけの条件を満たしているとしたら、大変すてきな教員だと思います。長く続けているから良い教員というわけでもないと思いますので、年齢が若くても、見所があって将来性があれば表彰してあげればいいのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 推薦を頂いた中には、2年目の教員もいまして、名前を公表することによって、優れた指導を都内全域に広めていきたいという点からして、他校やいろいろな教員から見ても、果たして模範になるのかどうかということがあります。もちろん、年齢が若くても優れた実践をされている方もいらっしゃると思いますが、今後のことも含めて、あまり経験がない教員は今回は除外しました。今後、どのような教員を推薦するかについては、審査会の基準を踏まえて検討しながら進めていきたいと考えています。

【遠藤委員】 この人数が多いのか少ないのかと見ていたのですが、全体の学校数や部活動数を考えると、この「Good Coach賞」に該当する教員は少ないと見た方がい

いのでしょうか。あるいは、表彰の予算的な制約から、ある一定の人数ということで限りがあるのか、良ければ何人でも表彰する方針なのでしょうか。

そういう観点で中学校の被表彰者名簿を見ると、23区では少なく、三鷹市や小平市など市部に多くいます。区部の学校では、「Good Coach賞」に該当する教員が少ないのか、どのように見たらいいですか。

【指導推進担当部長】 人数ですが、中学校が約620、都立高等学校は全ての課程を合わせると約200、特別支援学校が約50となり、各学校から優れた方の推薦があっても800以上の数になります。数については特に制限していませんので、これからますます増えていくことを期待したいと思います。

また、今回初めての賞で、どのような内容なのか周知が図られていないこと、また、今回こうした教員の顔ぶれを見て、今後、ああいう人たちが優れた指導者として認められることが広まることによって、現在、偏っているように見えますが、多くの地域に広がっていくことを期待しています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

ほかになければ、本件は報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月24日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 3月第2木曜日の10日は、現在、案件がありませんので、次回の教育委員会定例会は、3月第4木曜日の24日午前10時より教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、3月10日は案件がないとのことですので、

この場で3月10日の教育委員会は開催しないことにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、3月10日の教育委員会定例会は開催しないこととします。次回は3月24日となりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 そのほかに何か御発言がございますか。

【木村委員】 「英語村」の議案の際に気になったことがあります。外部の事業者プログラムを提案してもらい、東京都がそれにまた手を入れることは可能ですか。

【教育長】 事業者決定後に更に詳細部分を詰めていきます。

【木村委員】 その際には是非、JASSOやJICAなど、外国人がたくさん来ておられる組織がありますので、そうした組織との連携をとっていただきたいと思います。日本はリソースを使うことが下手なので、その辺はひとつよろしくお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。事業者にも、ほかの資源、他組織との連携については、こちらからもしっかり求めていきたいと思えます。

ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時45分)